

妊婦健康診査のお知らせ

妊婦健康診査は、妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康管理のために実施されています。
朝霞市では、厚生労働省が標準的な健診回数として定める14回分について、一部公費助成を行っています。
すこやかな妊娠・出産のために、必ず妊婦健康診査を受けましょう。
※妊婦健康診査助成券は母子健康手帳交付（妊娠届出）日以降の健診に使用できます。

① 助成券を受け取ったら。

② 妊婦健康診査を受ける

③ 医療機関で健診の費用を支払う

表紙と各助成券の太枠内をご記入ください



委託医療機関・助産所で受ける方



助成券を委託医療機関・助産所窓口へ提出してください

※各助成券には、上限額があります。上限額を超えた分は、自己負担となります

※助産所では5,010円及び5,710円の助成券のみ利用できます

委託医療機関以外で受ける方

医療機関窓口で全額支払います
※助成券は使用できません

◎委託医療機関とは・・・

埼玉県が契約している、県内と1都5県（茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県）にある病院・助産所です。

※委託医療機関の確認方法→

①受診する医療機関に問い合わせる

②朝霞市のホームページを確認する

③健康づくり課(保健センター内)に問い合わせる ☎ 048-465-8611

④ 補助金の申請をします

☆詳細は裏面をご覧ください

☆ご注意ください！！

※母子健康手帳交付前の検査（妊娠確定の検査等）および、産後の1か月健診は対象外（全額自己負担）となります。

※健康保険が適用されている検査・健診は対象外（全額自己負担）となります。

※転出すると、朝霞市の助成券は使用できません。転出先の市区町村で、助成券の交付を受けてください。（朝霞市の助成券と交換となります）

※未使用券の現金との引き替えはできません。

～妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康管理のために、
妊婦健康診査を受けましょう～



《補助金の申請方法について》

<対象者>

妊婦健康診査受診日現在、朝霞市に住民登録があり、委託医療機関以外の医療機関または助産所で妊婦健康診査費用を自費でお支払いした方

<申請窓口>

朝霞市健康づくり課（保健センター内）
月～金 午前8時30分から午後5時15分まで

<申請期間>

受診日から1年以内

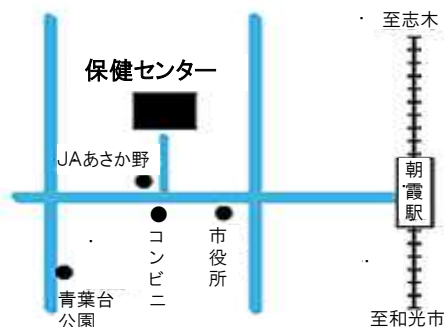
※最終受診日ではなく、各回それぞれの受診日から1年以内です。

※1年を過ぎると申請できません。ご注意ください。

<申請に必要なもの>

- ①朝霞市妊婦健康診査等補助金交付申請書兼請求書
→朝霞市健康づくり課（保健センター内）で配布。市ホームページからもダウンロードできます
- ②未使用の助成券（朝霞市発行のもの）
→受診医療機関で検査年月日・検査結果・医療機関名・所在地・医師氏名等を記載してもらってください
→太枠内の氏名等も記入してください
- ③健診費用を証明する書類の原本（領収書・レシート等で医療機関名等記載されているもの）
- ④健診の内容がわかる書類（検査日・検査内容・検査結果の記載があるもの。超音波エコー写真）
- ⑤母子健康手帳
→健診の日付・内容が記載されているもの
- ⑥振込み先口座がわかるもの（通帳等）
※委任状（妊婦本人以外の口座へ振り込む場合に必要）
→朝霞市健康づくり課（保健センター内）で配布。市ホームページからもダウンロードできます
- ⑦印鑑
- ⑧本人確認できるもの

※助成の金額は、委託医療機関で「妊婦健康診査助成券」を利用した場合と同じです。
※支払った金額が各助成券の上限額に満たない場合でも、実際に支払った金額のうち助成対象外の検査等を除いた金額が助成されます。



赤ちゃんが産まれたら。。

<お誕生訪問>

助成券に「出生連絡票」（ピンク色のはがき）が添付されています。出生後送付してください。
すべてのご家庭に助産師・保健師が訪問します。お母さんの健康状態・赤ちゃんの発育発達・育児のことなど、お気軽にご相談ください。
里帰り先での訪問を希望される場合は、朝霞市子育て世代包括支援センター（保健センター内）へご連絡ください。

☎ 048-451-0155

問い合わせ： ☎ 048-465-8611
健康づくり課（保健センター内） 朝霞市本町1-7-3